

お知らせ

昨年（平成29年）9月、国際交流基金と選考委員会は、第16回ヴェネチア・ビエンナーレ国際建築展日本館展示キュレーター選考（指名コンペティション方式）に際し、当初決定したキュレーターの配偶者であり、共同で建築設計事務所を運営する方が選考委員5名の中に入っていたことによる、コンペティション参加者の方々やメディアの方々からの選考プロセスに対する質問や疑念に対し、当初の選考プロセスの一部は社会通念上不適切であったと判断のうえ、当該選考委員を除く4名の選考委員で再選考を行った経緯があります。

その後、国際交流基金では、上記のようなことが今後起こるようなことがないよう、これまでキュレーター選考のプロセスにおいて利害関係者の扱いに関わるルールが整備されていなかったことが最大の問題であったとの認識と反省に基づき、外部の有識者、美術関係者、建築関係者の皆様からのご意見を頂戴し、新たなルールの整備に取り組んでまいりました。

その結果、専門家の皆様方からは多種多様の幅広い様々なご意見やご助言を頂戴いたしましたが、日本の美術界、建築界のそれぞれの業界の特性も考慮し、弁護士、外務省とも相談したうえで、ヴェネチア・ビエンナーレ国際展に最も相応しいキュレーターを選考する適切な選考プロセスとして、新たな細則（別紙）を整備いたしました。

また、この機会に、国際交流基金がこれまで以上に魅力的な事業を実施し、日本と諸外国との相互理解の促進に貢献できるよう、制度や体制を見直し、合理化、効率化、人材育成強化に取り組むことといたしました。今後とも国際交流基金に対するご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

国際展事業委員会におけるキュレーターの選考に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「国際展事業委員会設置要領」(平成16年度規程第24号)第2条第2項にもとづき、国際展事業委員会において行うヴェネチア・ビエンナーレ国際展における日本館展示業務を担当するキュレーターの選考に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、以下に定めるところによる。

ヴェネチア・ビエンナーレ国際展 ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展及びヴェネチア・ビエンナーレ国際建築展のことをいう。

選考委員 国際展事業委員会設置要領(平成16年度規程第24号)第4条に定める委員をいう。

指名候補者 ヴェネチア・ビエンナーレ国際展における日本館展示に係るキュレーター業務実施候補者として、選考委員より第4条第1項の推薦を受けた者をいう。

指名者 指名候補者のうち、国際展事業委員会において指名された者をいう。

(国際展事業委員会の運営)

第3条 国際展事業委員会の運営は、委員長が、委員会の議事を整理し、委員会を代表する。

2 前項にかかわらず、選考過程に関する責任は、選考過程を統括する国際交流基金事務局が負うものとする。

(選考方法)

第4条 キュレーターの選考は、指名コンペティションにより行うものとし、国際展事業委員会は、各選考委員から推薦された指名候補者の中から指名者を決定した上で、指名者から提出された企画提案書及び個別面談を踏まえて、キュレーターを決定する。

2 国際展事業委員会は、各選考過程において、できる限り、選考委員の総意により決定するよう議論を尽くすものとし、全員一致による決定が不可能な場合に限り、多数決による。多数決において同数の場合は、委員長が裁定する。

(利害関係者の排除)

第5条 キュレーターの選考にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、各選考委員は自己と利害関係にある者(以下「利害関係者」という。)の選考に関与することができない。

2 前項の利害関係者とは、キュレーターの選考時点で、選考委員と次の各号に定める関係を有する者とする。

- 一 選考委員と親族関係（三親等内の血族及び姻族に限る。）又はそれと同等の親密な個人的関係にある者
- 二 選考委員と同一企業の共同経営又はそれと同等の事業パートナー等、共同事業を緊密に行っている者
- 三 選考委員と同一の、大学等の機関における研究室、美術館又は企業等に所属している者
- 四 その他公正で透明な評価が阻害される可能性がある利害関係があると国際展事業委員会が判断した者

（選考過程における利害関係者の排除）

第6条 各選考委員は、前条第2項第1号及び第2号に該当する者を指名候補者として推薦することができない。他の委員から推薦された指名候補者に前条第2項第3号及び第4号に該当する利害関係者が含まれている場合には、当該指名候補者と利害関係を有する選考委員は、当該指名候補者の指名に関わる議論及び選考に限り、関与することができない。

2 指名者に関する選考の結果、利害関係者が実際に指名され、企画提案書を提出した場合には、当該指名者と前条第2項第3号及び第4号に該当する利害関係を有する選考委員は、当該利害関係者の企画提案説明及び質疑応答に関与することができず、キュレーター決定の最終選考に関与することができない。

3 前2項にもかかわらず、選考過程において、企画提案書の実現に必要な作業実施体制及び主要構成部分に、選考委員又は選考委員と利害関係を有する者あるいはその作品が含まれることが判明した場合には、国際展事業委員会は、その利害関係に応じて、次のとおり対応する。

- 一 前条第2項第1号及び第2号の利害関係を有する場合 当該指名者を選考対象から除く。
- 二 前条第2項第3号及び第4号の利害関係を有する場合 本条第2項にしたがって選考過程への関与を限定する。

（選考結果の開示等）

第7条 選考の結果及び選考委員の氏名等は、選考終了後、一般に公開する。

（その他）

第8条 この細則に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、別に定める。